

児童手当からの学校給食費の申出徴収について

那須塩原市教育委員会

1 制度の概要

児童手当受給者が、児童手当の支給額の全部又は一部を学校給食費の支払いに充てる申出をしていただくことにより、児童手当からの徴収を実施する制度です。

2 申出徴収の手続き方法

申出徴収は、別紙の申出書を学校等に提出していただくだけで利用できます。申出書は学校又は教育委員会事務局教育総務課で配布していますので、お問合せください。

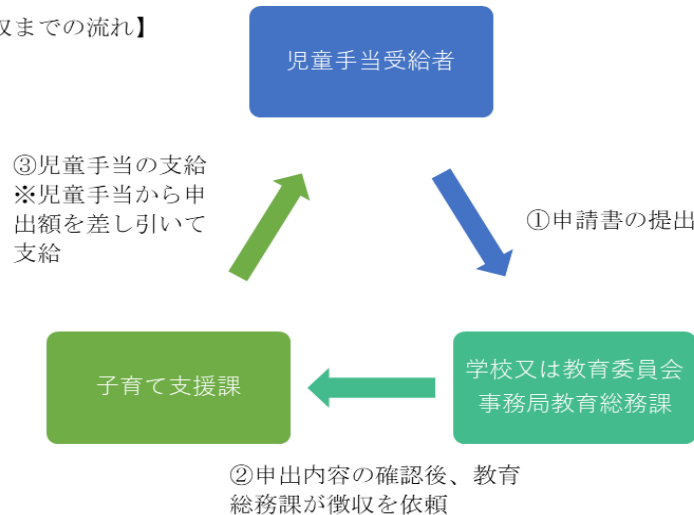
手続後、翌月以降の児童手当の支払月（6月、10月、2月）から開始となります。

また、令和5（2023）年度から、申出書を一度提出いただくことで、児童が那須塩原市立中学校または義務教育学校を卒業するまでは手続不要とする取扱いに変更になりました。

そのため、申出の取り消し、又は、申出された内容の変更をされる場合は、改めて申出いただく必要がありますので御留意ください。

なお、児童手当で充てることができる給食費は、現在の年度分だけではなく、すでに過ぎた年度分にも利用できます。また、卒業してしまった児童生徒分の給食費に中学生以下の弟・妹分の児童手当を充てることもできますのでぜひ御活用ください。

【徴収までの流れ】



3 児童手当制度の概要について（※詳細については子育て支援課給付係（0287-46-5533）にお問い合わせいただくか、市ホームページにより御確認ください。）

○支給額

0歳から3歳未満	月額15,000円
3歳から小学校6年生まで	月額10,000円（12歳到達後の最初の年度末まで） 第3子以降は月額15,000円
中学生	月額10,000円（15歳到達後の最初の年度末まで）

※所得制限限度額以上の場合は、児童の年齢に関係なく、1人あたり月額5,000円

○支給及び充当方法

支給は年3回、6月、10月、2月の10日に支給月の前月分までを保護者に支給します。

6月、10月、2月の支給に合わせ、給食費は、下記のとおり充当します。

児童手当支給		給食費充当
2月分から5月分までの手当	6月支払	給食費5～8月分
6月分から9月分までの手当	10月支払	給食費9～11月分
10月分から1月分までの手当	2月支払	給食費12～2月分

※ただし、10日が休日等の場合は、直前の休日等でない日に支給します。

【お問合せ】

那須塩原市教育委員会事務局教育部教育総務課給食係 TEL：0287-37-5984 FAX：0287-37-5479